

「日本におけるイスラム理解の促進」講演会シリーズ
第2回：イスラムとジェンダー—男女の優劣と役割—

日時：2019年9月10日（火）17：00～18：30

会場：笹川平和財団ビル 11 階国際会議場

講演者：後藤 絵美 氏

（司会） 皆様、本日はご来場いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より笹川平和財団主催、「日本におけるイスラム理解の促進」講演会シリーズ、第2回「イスラムとジェンダー—男女の優劣と役割—」を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます笹川平和財団の田中と申します。

本講演会シリーズは、ニュースなどを通じて耳にすることの多い「イスラム」に焦点を当て、そのさまざまな側面をテーマに講演会を開催することで、イスラムについての理解を図ることを目的としております。

日本では近年、メディアなどを通じて「イスラム」という言葉を耳にする機会が増えました。しかし、イスラムと聞いても漠然としたイメージを持つ人は多いものの、具体的にどのような文化や風習を持っているのか、また、メディアで報じられているような事象の背景にはどのような歴史や思想があるのかについて理解している人は多くはありません。しかし、近年の外国人観光客や外国人労働者の増加に加え、東京オリンピック・パラリンピックを控え、日本でも市民レベルでイスラム教徒——ムスリムに接する機会は増えています。

そのような状況の中で、日本人とムスリムを含む外国人が共生できる社会を築くためには、イスラムに関する知識と理解が必要となります。そのために、本講演会シリーズでは専門家の方を講師としてお迎えし、皆様に、イメージから踏み込んでイスラムについての理解を深めていただけるよう、テーマ別に全4回の講演会を行っていきます。

本日第2回は、東京大学准教授の後藤絵美先生を講師としてお招きしております。後藤先生は、現代イスラム研究、アジア比較文化史、ジェンダー研究を専門にされています。現代におけるイスラム理解の在り方に関心を持たれ、ムスリムの装いやジェンダーにおいて、イスラム教の聖典の内容がどのように表現されているかを明らかにしようと試みられておられます。

本日は、後藤先生に「イスラムとジェンダー—男女の優劣と役割—」を主題としてご講演いただきます。ご講演の後には質疑応答の機会を設けておりますので、振るってご質問ください。また、お手元にアンケートをお配りしておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、後藤先生、よろしくお願いいたします。皆様、拍手でお迎えください。（拍手）

■講演：イスラムとジェンダー～男女の優劣と役割～

後藤 絵美氏（東京大学准教授）

1. はじめに～「イスラム」と「ジェンダー」

こんにちは。後藤と申します。今日は、笹川平和財団の皆様、本当に素晴らしい機会をありがとうございました。そして、皆様も大変暑い中、まさに猛暑というような日でしたが、お運びくださりましてありがとうございます。

今日、私のほうでは「イスラムとジェンダー」と題しましてお話しさせていただきます。先ほど入り口の所でこんなすてきな冊子を頂きました。「新しい男性の役割に関する調査報告書」ということで、最初のほうだけ少し見させていただいたのですけれども、まさにジェンダーというのは女性の話だけではない、男性の問題としても考える必要があるということです。私の今日のお話は、基本的には女性のほうの話を中心にお話ししていきたいと思っておりますが、女性の例を通じて、男性のことについても考えを巡らせていただければと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

「イスラム」も「ジェンダー」も、最近よく耳にする言葉ですが、その意味は使う人によって違うことがあります。まずはそれぞれの言葉をどのように使っていくのかをお話ししておきたいと思います。

「イスラム」ですが、私は、「イスラムとはこういうものです」という自分なりの定義から始めるのではなく、ムスリムやムスリム以外の人々が、それぞれの理解や行動の中で、イスラムとみなしたり、そう呼んだりするものに注目していきたいと思っております。言い換えれば、私の方で「イスラムとはこの範囲のものですよ」と自分で境界線を引くのではなく、これまで、人々がイスラムとして定義してきたもの——つまり、線で囲ってきたもの——についてこれからお話ししていきます。

「線」に注目するというのは、ジェンダーに関して考える際に、とくに重要だと私自身考えています。ジェンダーとは、性をめぐって、誰が、どのように線を引いたのかを考えることだからです。少し具体例を挙げてみましょう。

この写真は1996年に、私が最初にイランのイスファハンを訪れた時のものです。私にとって最初の「イスラム圏」がイランでした。イランの人々は本当に親切で、語学研修のための3週間ほどの短い滞在の間に、本当に多くの友達ができました。さて、真ん中にいるのが若かりし日の私です。ご存知のようにイランでは1979年のイスラム革命以来、女性は外出する際に、顔と両手をのぞいて衣服で覆うことが義務づけられました。その服装は、クルアーン（コーラン）の語彙をとって「ヒジャーブ」と名づけられました。それで、私も現地で長いコートを購入し、見様見真似でスカーフを被っていました。

これはイランの風紀取締局・公衆教育協会発行の「イスラム的なヒジャーブの型」という啓蒙ポスターです。右側には「ホメイニーのファトワー」とあります。ホメイニーとは、革命の最終的な指導者で、後にイラン・イスラム共和国の最高指導者になった人物で、ファト

ワーとはその宗教的な見解ということです。読んでみます。「身体は心の道具であり、心は神聖なる吐息である。神聖なる心によって司られる身体は、欲望や放埒に支配されてはならない。そこで、働く女性は、服装に関して、以下の四つの点について従わなければならない。

(1) 身体全体を覆い、装飾品は一切つけてはならない。(2) 上着の色は黒、濃紺、茶、ダークグレーが望ましい。(3) 職場では、かかとの低い靴をはかなければならない。(4) 身体にぴったりしたおしゃれな衣服や、化粧は禁止される」

さて、これを先ほどの「ジェンダー」という視点から見てみますと、こうなります。まず、人間集団があります。それが男性と女性とに分けられ、女性はこういう服装をしなければならないというポスターが発行されたということです。

問題は、この線引きを誰がしたのか、女性とはどの範囲の人々なのか(年齢、国籍、宗教、いろいろな要素が考えられます)、具体的にどのような服装をしなければならないのか、従わないとどうなるのか、なぜ従わなければならないのかなど、さまざまな疑問が浮かび上がってきます。ジェンダーとは「どのように線が引かれたのか。誰が線を引いたのか」を考えるとという理解から出発したいと思います。

イスラムとジェンダーについて一つ特徴的と思われるのは、この線引きに「神」が関わっている可能性がある、という点です。それはどういうことか、というと.....。

夏休みの真っ盛りに「お盆」がありましたが、帰省をされた方、帰省で子供や孫たちがやってきた方もいらっしゃるのではないかと思います。一つの家は何世帯かが集まった場面でよく見かけるのが、男性陣が座敷で飲み食いしたり、ゴロゴロしたりする間に、女性陣が台所で忙しそうに立ち働くという光景です。ここにも男女の線引きとそれぞれの役割分担が見えるのですが、これを決めたのは誰かと聞かれて「神様」と答える日本人は、おそらくほとんどいないでしょう。ところが、「女性がヴェールをまとう必要があるというのを決めたのは誰か」と聞くと「神様」と答えるムスリムはいます。イスラムとジェンダーについて考える際に注目すべきは、どこからどこまでが神によって決められた事柄なのか、という点だと思われます。信仰者にとっては、神によって決められた事柄というのは、しばしば絶対で、無視することも、変えることもできないという場合がありますからです。

今日は、性をめぐって、誰が、どのように「線」を引いたのか、どの部分が「神によって決められた事柄」なのかという点に注目していきたいと思います。そこで、まずは、ムスリムが「神の啓示の書」と信じるクルアーンについて、次に預言者ムハンマドの言行に関する伝承であるハディースについて、そして最後にイスラム法と呼ばれるものについて、男女の優劣と役割を主題として、それぞれ見ていくことにしたいと思います。

2. クルアーンとジェンダー

クルアーンは、西暦 610 年頃から約 20 年間にわたり、預言者ムハンマドを通して人間に伝えられたと言われています。ムスリムにとって、アラビア語で示されたその章句は、一言一句たがわず神の言葉であり、その中に神の定めがあると理解されています。ただし、ある

章句の中に、どのような「神の定め」を読み取るのかは、人によって異なる場合があります。

たとえば、クルアーンの翻訳を例にその点を見ていくことにしましょう。ここに同じ4章34節を訳出した文章があります。4章は「女性章」と呼ばれる章で、女性に関する啓示が多くみられます。中でも、34節は、男女の関係性について述べたものとして知られています。

一つ目の翻訳は井筒俊彦さんのものです。世界的に知られる言語学者・哲学者の井筒さんが、クルアーンの翻訳を岩波文庫から三巻本として出版したのは、1957年のことでした。後に、1964年に改訂版が出ています。では、その4章34節の、今日は最初の一文だけを読みたいと思います。残りの部分の内容も気になるという方がいらっしゃったら、ぜひ、参考文献の二つ目にあげた「クルアーン入門」の論考を読んでいただければと思います。

アッラーはもともと男と（女）との間には優劣をおつけになったのだし、また（生活に必要な）金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。

二つ目の翻訳は、日本人の改宗ムスリムで、日本ムスリム協会の第二代会長であった三田了一さんの翻訳です。それは後に、ムスリム協会によって改定されて一般に「ムスリム協会訳」として知られるようになりました。そこには同じ部分が次のような日本で表現されています。

男は女の擁護者（家長）である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から（扶養するため）、経費を出すためである。

さて、この二つを聞いて、どのように感じられましたか。井筒訳の方が、男女の間の優劣が強調されていると思われた方が多いのではないかと思います。

クルアーン4章34節のこの部分を、アラビア語を残しつつ訳すとこんなふうになります。

男性は女性のカウワームである。神が一方を他方よりもファッダラしたからであり、彼らが財産を費やすからである。

最初の一文にあるカウワーム（カッワーム）は、指導者や監督者、管理者、扶養者、保護者など、さまざまに理解しうる単語です。次のファッダラにも、他より好む、優先する、上に位置づけるなど、いくつかの意味があります。これらの単語をどう訳すかによって、文章全体が示す男女の関係性が大きく変わってきます。

レジュメの表の中に四人の人物を挙げました。彼らはみな、ムスリム知識人として、クルアーンをどう解釈するかに、とくに心を砕いた人々です。この四人のカッワームやファッダラについての解釈も少しずつ異なっています。

男性優位の主張

中世期の著名な学者であるイブン・カシールは、クルアーン注釈書『偉大なるクルアーンの注釈』の中で、4章34節について次のように記しています。

「男たちは女たちのカウワームである」と崇高なる神はおっしゃった。これはすなわち、男性は女性の監督者であり、指導者であり、女性よりも立派で、女性を支配し、ゆがんだ性質を持つ女性の教育者となるというのである。「アッラーが一方を他方よりもファッダラした」とは、つまり、男性は女性よりも優れており、卓越しているということである。そこで預言者やもっとも偉大な王となった人物は男性に限られた。

イブン・カシールによると、カウワームとは監督者や指導者という意味です。男性は「女性よりも立派で、女性を支配し、ゆがんだ性質を持つ女性の教育者となる。」そうして男性を女性よりも優れたものとしたことが、ファッダラであり、すなわち「上に位置づける」という意味だと言います。男性の優位を主張するこうした見解は、前近代にあらわされた古典注釈書に共通してみられるものです。

それに「科学的な説明」を加えたのが、近代の男性思想家らです。たとえば、ムハンマド・アブドゥとその弟子ラシード・リダーによるクルアーンの注釈書を見てみましょう。過去の法学者らが積み重ねてきた伝統的な啓示解釈や法規定に固執することなく、近代という時代に応じた、合理的で道徳的な新しい啓示解釈を提示しようと著された同書には、4章34節に関して次のような記述があります。

男性は先天的な性質においても、後天的な能力においても、女性よりも優れている。これはすべての動物に共通する事柄であるが、雄（男性）は雌（女性）よりも体が頑強で完全である。そこで、男性は女性と比べて、高い知性や健全な思考力、生活の糧を手に入れ、管理する能力をもつのである。優れた男性が家族の長となり、家族を保護し、扶養する中で、女性たちは、安心して子供を産み育てることができる。

アブドゥらはこう言います。他の動物と同様に、男性は女性よりも完全性が高い。優れた男性が家族の長となり、家族を保護し、扶養する中で、女性たちは、安心して子供を産み育てることができる。優れた部分が「頭」になることで、「体」（女性、家族）全体が恩恵を受けられるという仕組みなのである、と。

男女の同等とそれぞれの役割

さて、こうした男性優位の考え方を廃して、男女同等の思想に基づきながら4章34節を解釈したのが、たとえば、20世紀の著名な思想家サイイド・クトゥブでした。ムスリム同

胞団のイデオログとして知られたクトゥブが、エジプト政府に思想犯として逮捕された後、獄中で著したと言われるクルアーン注釈書『クルアーンの陰で』には、こんな記述があります。

男性も女性も神の被造物であり、神は、その被造物を不当に扱わないということは疑いがない。その神は、男性と女性がそれぞれ自らの責務をまっとうできるように、必要な能力をお与えになった。

女性の務めとは、妊娠し、出産すること、そして、子供に乳や食事を与えることである。これは相当に体力や知力、時間を要する作業で、人類の種を絶やさないための重要な務めである。そこで女性は、情緒面や感情面が発達し、子供たちが必要とすることを反射的に察することができるようになっている。一方、男性の務めは女性が自らの重要な務めを果たせるように、彼女を守り、必要なものを与えることである。それができると、男性は頑強さや自制心、思考力を身につけている。

4 章 34 節をクトゥブは次のように解釈しています。男性が女性のカウワームとされたのは、男性に付与された特性や経験がそれに適しているからであり、男性が女性を扶養する責務を負っているからである。クトゥブによると、カウワームとは、家族の保護者であり、扶養者です。そして神は、カウワームとなるための特性や経験を男性に「ファッダラ」した。このファッダラは「与えた」くらいの意味で、男性優位という含意はない、というのが彼の考えでした。

男女の同等と社会における役割分担

サイイド・クトゥブの議論をさらに広い視野で捉えなおすことで、新しい男女同等論を展開したのが、アメリカでイスラム学の教鞭をとるアミーナ・ワドゥードです。アフリカン・アメリカンとしてメソジスト教会の牧師の家に生まれたワドゥードは、大学在学中の 1970 年代初頭、社会での完全な正義の実現を求めてイスラムに入信しました。ところが、彼女が実際に目にしたのは、家父長的で男性中心的なイスラムでした。ワドゥードは神の真意に由来する本来のイスラムがあることを信じ、それを示そうと、1992 年に『クルアーンと女性』を執筆しました。

この本の中で、4 章 34 節について、ワドゥードはまず、男性が女性のカウワームとなる条件として、「神が一方を他方よりもファッダラした」こと、男性が「彼らの財産から費やす」ことという二つがある、と述べています。ではファッダラとはどのような意味なのでしょう。ワドゥードはこれを「優遇を受ける」という意味で捉えています。クルアーンの中で、男性が女性よりも物質的な優遇を受けるのは、相続の配分に関してのみです。クルアーン 4 章 11 節には「息子には娘二人分に相当するもの」を与えるようにという言葉があります。よって、この部分は、「神は男性に対して女性よりも相続の取り分を多くした」とい

う意味になるはずだ、と言います。

ただし、相続の配分による男女差は、一つの家族の中だけに関わるものである、とワドゥードは指摘します。ある男性／ある女性が、実際にどれだけの財産を相続するかは、それぞれの人の事情によって異なります。つまり、すべての男性が、すべての女性よりも、物質的な優遇を受けているわけではないということになるのです。

カウワームという言葉の意味を考えるにあたって、ワドゥードはサイド・クトゥブの解釈に注目します。クトゥブはカウワームを家族関係に限定して論じ、子供を産み育てる妻を保護し扶養することが、カウワームとしての夫の役割であると述べました。しかし、クトゥブの解釈には現実とかみ合わない部分がある、とワドゥードは言います。たとえば、夫の収入だけでは十分な生活が送れない場合や、夫に収入がない場合、妻（や夫）が不妊の場合、カウワームとしての夫の責任はどうなるのか。ワドゥードはアメリカに暮らしていましたので、とくにアフリカン・アメリカンは男性の失業率が高く、恐らくこういう疑問が日々日常的なものだったと思われます。

相続による物質的優遇が男女という枠組みでは語りえないことや、家族の中での役割が男女で必ず決まっていなかったことを指摘した上で、ワドゥードはこの啓示をさらに広い意味で捉えることを提案します。

つまり、クトゥブが示した「夫婦の役割分担」を社会全体にあてはめようというのです。社会の中で女性たちは子供を産むという重要な役割を担っています。では男性の役割は何か。クルアーンは、男性たちが女性たちを物質的のみならず、精神的、道徳的、知的、心理的に支援することを求めている、これがカウワームの真意であるとワドゥードは示唆します。それによって、男女がともに貢献し、均衡のとれた社会を築くことが可能になる。ただし、カウワームとしての責任を負うことは、子供を産むことがすべての女性の役割ではないように、すべての男性にとっての生物学的な役割でも、男性が過去から受け継いできた役割でもない、ともワドゥードは述べています。この啓示はあくまでも、人間としての価値観のありかたを示したものである、というのです。

以上のワドゥードの読み方に従って4章34節を訳すと、こんなふうになります。

男たちは（子を産み育てる役割をもつ）女たちの（物質的・精神的・道徳的・知的・心理的）支援者である。そのために神は（相続規定の中で）一方の取り分を他方よりも多くし、男性が財産を費やすようにした。

クルアーンの啓示の真意はすべての時代のすべての社会に無理なくあてはまるはずだと信じるワドゥードは、男女の関係性について、クトゥブの解釈と現実の間にあるずれに着目し、それを解消するような読み方を模索しました。その結果、ワドゥードは次のような結論に達したのです。それぞれの人間には、もっとも効果的に社会に貢献できる役割がある。それぞれの家庭、それぞれの社会には、もっとも適した秩序やしぐみがある。クルアーンは個

人の役割や社会のありかたを固定してはいない。むしろ、多様性の必要性を説いているのである、と。

さて、ここまで四つの読み方をご紹介してきましたが、先ほどの日本語訳に話を戻したいと思います。すでにお気づきになった方もいらっしゃるのではと思いますが、井筒俊彦さんの翻訳は、イブン・カシールではないのですが、バイダーウィーという、14 世紀の学者の注釈書を参考に訳出されたものです。そこでは、中世的な「男性優位の主張」が前面に出ています。一方、三田了一さんの翻訳は、20 世紀の男性ムスリム知識人の著述を参照しつつ訳出されたものでした。4 章 34 節の翻訳が、サイイド・クトゥブの解釈に近いのはそのためだと考えられます。

* * *

ここまでのお話をまとめたいと思います。クルアーンとはムスリムの間で、預言者ムハンマドを通して人間に伝えられた「神の言葉」だと信じられています。その内容について、それぞれの言葉や表現が何を意味しているか、解釈は多様です。4 章 34 節の最初の一文を見ましたが、男女の優劣や役割に関して、時代や場所の文脈とともに、新しい解釈が加わってきたことがわかります。

イスラムのことを知るにはまず、クルアーンを読んでみるのが重要だ、と翻訳書を手に取る方も少なくないと思います。そのときに思い出していただきたいのが、何を参照して翻訳されたかによって、神の言葉の意味として示されたものの中味がかなり異なってくることです。また、日本語の翻訳書は、多くが中世期の注釈書をもとに訳出されています。そうすると、そこにどのようなジェンダー——つまり、線引きのありよう——があらわれてくるのか。それは井筒訳の該当部分を見ても想像がつくのではと思います。この点について、詳しくは参考文献の三つ目「邦訳クルアーンとジェンダー」を読んでいただければ幸いです。

3. ハディースとジェンダー

レジュメの 2 ページ目に移りたいと思います。ここに挙げたのは『ムスリム女性に関するファトワー』という文献に掲載されていたイブン・ファウザーンという人のファトワーです。

イブン・ファウザーンは、サウジアラビアの宗教学者（法学者）で、国家直属の宗教権威である最高ウラマー会議の一員であり、そこから選出される「ファトワー常設委員会」にも名を連ねる人物です。

ファトワーとは、一般信徒が具体的な疑問や悩みに関して、法学者の意見を求め、その回答として口頭や文書で得られるものです。いろいろな悩みや疑問があるのですが、例えば「神様は本当にいるのでしょうか」とか、「何で私はお祈りを毎日しなければいけないのでしょうか」とか、そういう少し神学的な悩みをする人もいれば、「夫がどうも浮気をしているらしい。これはイスラム法的にはどうなのでしょう」と、かなりプライベートな話を聞く場合もあります。ファトワーは、基本的には、学者による一見解であり、執行力を伴わないとされていますが、イブン・ファウザーンのように国家的組織や、権威ある機関に属する

人のファトワーの影響力は小さくないと考えられます。

では、その内容を見ていくことにしましょう。

質問：夫の言うことを聞かず、夫に従わず、いろいろな場面で夫と対立する女性をどう思いますか。たとえば、夫の許可を得ずに外出したり、ときには夫に気づかれないように外出したりする妻のことです。

答え：女性はよき事柄 (ma'rūf) に関して夫に従わねばなりません。夫に反抗することは^{ハラーム}禁じられており、夫の許可を得ずに外出することは許されません。

預言者は次のようにおっしゃいました。〈夫が妻を寢床に招き、それを妻が拒んだため、夫が怒りを抱いたまま眠った場合、天使は朝まで妻を罵るであろう。〉これは〔ブハーリーとムスリムによって、真正と〕合意されたハディースです。

また、次のようにもおっしゃいました。〈もしも私が、誰かに誰かの前でひれ伏すよう命じたとすれば、女性に夫の前でひれ伏すよう命じたであろう。というのも、夫は妻に対して甚大な権利を持っているからである〉、と。

至高なる神はおっしゃいました。《男性は女性のカッワームである。神が一方を他方よりもファッダラしたからであり、彼らが財産を費やすからである。よって、正しい女性とは従順で、神が護りたもうたものを護らなければならない。逆らう心配のある女性はよく論し、寢床に放置し、打ちなさい》、と。

つまり、神は、男性が女性の監督者であること (al-rajul la-hu al-qiwāma 'alā al-mar'a) を明言されており、もしも女性が男性に対して反抗したならば、男性はそれを阻止する方法を採るようにとお示しになったのです。そうすることで、彼女にはよき事柄に関して夫に従う義務があり、正当な理由もなく夫と対立することは^{ハラーム}禁じられていると女性に教えるのです³⁶。

質問の文脈は示されていませんが、夫に言うことを聞かず、勝手に外出する女性について、宗教的にはどのようなことが言いうるのかが尋ねられています。イブン・ファウザーンは、「夫に反抗することは禁じられている」と述べる根拠として、まず、二つのハディースを引用しています。

ハディースとは、預言者ムハンマドが言ったことや行ったことに関する伝承です。ムハンマドはクルアーンの啓示を人々に伝えた預言者であったと同時に、神から人々の見本になるよう遣わされた使徒でもあったと信じられています。ですから、彼の言葉や行為は、神が人間に示したものとも考えられるのです。ところが、ハディースとして伝えられるものの中には、ここで引用されたもののよう、女性の立場を困難にしうるものが少なくありません。

このようなハディースに対して、現代のムスリム（とくに男女の同等を信じる人々）は二

つの方法で対応しているようです。一つ目は、ハディースの意味を女性に有利なように解釈したり、強調する部分を変えたりするという方法です。たとえばこんなハディースがあります。「アブー・フライラが伝えるところによると、神の使徒は次のようにおっしゃった。〈女性によくしなさい。彼女たちは〔男性の〕肋骨からつくられたのだから。そして肋骨の中でもっとも曲がっているのは一番上の部分である。もしそれをまっすぐにしようとすれば折れてしまい、放っておけばいつも曲がったままである。だから女性によくしなさい。〉このハディースは「女性たちは男性の一部、とくにその曲がった部分からつくられた存在である」という内容として捉えられ、女性嫌悪の要素も読み取られてきました。これに対して、あえて、冒頭と最後の「女性によくしなさい」という部分を強調し、このハディースを根拠に、イスラムは女性を大切に扱うように命じる、女性にやさしい宗教であると主張される場合があります。

もう一つの方法は、その信憑性を疑問視するというものです。その場合、ハディースを伝えた人々と本文の内容という二つの点が検討されます。そのハディースが、たとえ信憑性ももっとも高いと言われる「真正集」に入っていたとしても、伝承経路が一つ、二つしかない場合や、第一伝承者の信頼性が低い場合、その伝承は確かではないというふうに主張されるのです。今引用した「肋骨」のハディースは、第一伝承者がアブー・フライラという人物なのですが、この人はとくに多くの女性嫌悪的なハディースを伝えています。実は、イブン・ファウザーンが引用したハディースも、一つ目はアブー・フライラが伝えたものでした。そして、二つとも伝承経路が少ないものとして知られています。アブー・フライラのハディースは、女性に関しては信用しづらい、このハディースの内容が受け入れがたいのは、伝承経路が少ない信憑性の低いハディースだから、という説明を聞くことがあります。

また、ハディースの内容が、とても預言者ムハンマドの言葉とは信じられない、という理由であえて採用されない場合もあります。たとえば、イブン・ファウザーンのファトワーにある二つ目の「ひれ伏す」ハディースには、いくつかの異文があり、そのうちの一つは次のようなものです。シリアから戻ってきたある男が預言者の前にひれ伏した。預言者が「何をしているのか」と尋ねると、男は答えた。「シリアで私は人々が司祭や聖職者にこうしてひれ伏しているのを見ました。私たちもあなたに対して同じようにしたいと思ったのです。」すると預言者は言った。「やめなさい。もしも私が、誰かに神以外の誰かの前でひれ伏すよう命じたとすれば、女性に夫の前でひれ伏すように命じたであろう。神にかけて女性というのは、夫に対する義務を果たさない限り、神への義務を果たすことはできない。そして、もし夫が彼女に〔性交〕を求めたならば、たとえ彼女が駱駝の背に乗っていたとしても、夫を拒むことはできない」。これもまた伝承経路がわずかなものとして知られるハディースです。

4. 法とジェンダー

さて、ここまでクルアーンとハディースという、神の権威を帯びた二つの聖典が、さまざまに読まれてきた様子を見てきました。最後にこれらを主な典拠として導き出されてきた

「法」についてお話ししたいと思います。

ムスリムが関わる法には前近代に体系化された古典イスラム法と近代以降につくられた制定法の二種類があります。古典イスラム法は、神が人間にどのような教えを与え、何を命じてきたのかを、クルアーンやハディースを主な典拠として導き出してきたものです。スンナ派では、ハナフィー派、マーリク派、シャーフイー派、ハンバル派の四大法学派が知られています。

制定法は 19 世紀以降、欧米諸国の法律をモデルに制定されたものがほとんどですが、中には家族法（あるいは身分関係法とも呼ばれます）など、古典イスラム法の影響を大きく受けているものもあります。ここでは、エジプトの身分関係法について、その制定やその後の展開についてご紹介したいと思います。

エジプトでは 19 世紀後半以降、国家法の制定が進みました。フランス法をモデルとして家族関係を除く民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などが制定されましたが、身分関係法については、古典イスラム法のハナフィー派の主要な学説に基づいて判断されてきました。

ところが 1880 年代頃から、家族関係の問題のうち、とくに扶養や離婚について、ハナフィー派の主要学説に従うことで女性たちが大きな不利益をこうむる場合があるという指摘が聞かれるようになりました。たとえば、古典イスラム法では夫が妻を扶養する義務を負うとされていますが、夫がそれを怠った場合、ハナフィー派以外の学説では、滞った扶養内容が負債となり、妻は遡って請求することができるのに対して、ハナフィー派では、扶養内容が夫婦の合意あるいは裁判官の判断ではっきりと定められていない限り、その請求ができないというのです。また、離婚について、ハナフィー派では女性からの裁判離婚の訴えが認められるのは、婚姻契約が正しく成立しなかった場合（床入りが完了しなかった場合）か、夫が棄教した場合に限るとされていましたが、他の法学派ではそれ以外のいくつかの理由も認められていました。

こうした声を受けて成立したのが、1920 年法律第 25 号でした。それはわずか 13 条のものでしたが、その中には、扶養は妻が夫に身を任せた時から、夫がそれを履行するか、妻が免除する場合をのぞいて、妻に対する夫の債務となること（第 1 条）や、夫が扶養を怠り続けた場合（第 4 条）や、失踪した場合（第 7 条）、あるいは、同居により害をこうむる病にかかった場合（第 9 条）には、妻からの裁判離婚を請求できると明記されました。

続く 1929 年法律第 25 号では、離婚に関する二つの重要な改正が示されました。一つ目は、夫からの離婚がわずかながらも制限を受けるようになったのです。古典イスラム法では、夫は離婚に関して大きな権限をもつとされていて、離婚を一方的に宣告するだけでそれが成立するとされてきました。とくにハナフィー派の場合、夫に離婚を成立させる意思があるかないかにかかわらず、離婚にまつわる一定の言葉を述べることで、その離婚は有効とされました。これに対して 29 年法では、（他の法学派の学説を根拠に）酩酊や強制による場合や、離婚の意志がない場合の離婚宣告は無効とするという条文が示されました（第 1 条、第

2 条、第 4 条)。

二つ目は、妻から裁判離婚を訴える際の新たな理由が加わったことです。これは第二章（夫婦生活の不和および害悪による離婚）の条文の一部です。

妻は、同一水準の夫婦にとって、その生活を継続しえないような害悪を夫から受けたと主張するとき、裁判官に離婚を求めることができる。害悪が証明され、和解が成立しない場合、裁判官は取り消しえない離婚により妻を離婚するものとする。この請求が棄却された後、妻による訴えが続くとき、裁判官は（中略）二人の調停者を派遣する（第 6 条）。

これによって妻は裁判所に赴き、「夫からの害悪」の存在を主張して、かつ、それを証明することができれば、自ら離婚を求めることができるということになりました。

ただし、それでも離婚をめぐって、女性に不利な状況はほとんど改善されませんでした。夫たちはやはり自由気ままに離婚ができましたし、妻たちにとって離婚ははるか遠い夢でした。

そうした状況に変化があったのは半世紀以上後のこと。1985 年法律第 100 号で、夫からの離婚に際して、離婚登録を行わねばならないこと、その妻に離婚された旨が通知されねばならないことが示されました。また、自分に落ち度がないにもかかわらず、夫によって離婚させられた妻は、最低二年間の扶養料に相当する慰謝料を受け取る権利があること、離婚した夫は、未成年の子供とその監護を行う妻やそれ以外の女性に対して、適当な住居を提供しなければならないことも盛り込まれたのです。

「住居の提供」ということが書いてありますが、これは実は難しいことでして、エジプトの大都市カイロなどですと、やっとのことで家を見つけて結婚するという状況です。離婚してしまうと、その住居を妻と子供に明け渡さなければいけない。そうすると、離婚というのはかなり難しくなってくるということがありました。一方、女性からの離婚については、1985 年法ではとくに大きな進展はありませんでした。

女性からの離婚について進展があったのは、21 世紀に入ってからのことでした。2000 年法律第 1 号第 20 条は次のような条文によるものでした。

夫婦は身請離婚（フルウ）について合意することができる。もしも合意が成立せず、妻がそれを求める訴えを起し、イスラム法が（離婚に際して）定めるすべての金銭的権利を放棄し、夫から得た婚資を返却した場合、裁判所は夫婦の離婚を宣告する。

フルウとは古典イスラム法でも知られる離婚の一形式で、妻が対価を支払うことを条件に婚姻を解消する方法です。古典イスラム法の通説では、フルウには夫の合意が必要でしたが、2000 年法では夫の合意が得られなくとも、妻が訴えを起し、その対価を支払うこと

で、裁判離婚が成立するとされたのでした。同法でも、裁判所による審理や、調停による夫婦の和解の試みが必要不可欠となっていたのですが、その期間は、1929 年法や 1985 年法が定めた加害離婚のものと比べてはるかに短くなり、女性たちにとって離婚が手に届くものとなったのでした。

婚資というのは結婚に際して花嫁側がもらうお金です。「離婚したら、妻はそれを返さなければいけないじゃないか」と思う方もいらっしゃるかもしれません。2000 年以降のフルウ（離婚）について研究をした人類学者がいて、その人のフィールドワークのノートによりますと、エジプトの貧困層の間では、結婚をするときに婚資はかなり高い金額、例えば「100 万円の婚資を与える」などと契約書に書くのですが、それを前に払う婚資と後に払う婚資というふうに分けていたりして、実際には、前に払う婚資として花嫁がもらっているのは、例えば 5 円ぐらいだった、ということがあったそうなのです。そういうことが結構あったので、1 ポンドというのが当時恐らく 30 円ぐらいだったと思うのですが、半ポンドの前払い婚資をもらって結婚したある女性は、フルウ（離婚）に際して婚資を返さねばならないということなので、『「分かった」と言って 1 ポンドくれてやった」と話していたそうです。つまり、この 2000 年法律第 1 号のおかげで、たとえ婚資を返さなければならないとしても、妻からの離婚がかなり現実的になったということになります。

* * *

それでは、法とジェンダーの部分をもとめていきたいと思います。エジプトの場合、ムスリムの家族法は、不文法である①古典イスラム法のハナフィー派の学説と、1920 年以来制定されてきた②身分関係法の二つによって成り立ってきました。身分関係法の条項には、扶養請求や女性からの裁判離婚の訴えなど、ハナフィー派以外の法学派の学説を採用したものもあれば、身請離婚など、古典イスラム法の語彙を用いながらも独自の解釈によるものもありました。加えて、「2 週間以内の扶養料支払い命令」や「30 日以内の離婚登録」、「最低 2 年間の扶養料に相当する慰謝料」など、ハナフィー派に限らず、古典イスラム法にはない新たな文言や規定も見られました。エジプトの身分関係法の変化は、女性にとっての不利益や、女性たちの苦悩を取り除きたいと願った人々の、その時々での努力の結果とみなすことができます。これは、今後も改訂されたり、加筆されたりしていく可能性があります。

以上は、エジプトの家族法（身分関係法）の展開でした。国が違えば、家族関係をめぐる法の状況はかなり異なっています。例えば、エジプトの身分法自体は全部で数十しか条項がないのですが、モロッコは数百の条項が細かく定められているのです。細かい条項があるといいかという、そうでもなくて、細かい条項は、基本的には古典イスラム法から取られてきていて、少し時代遅れの部分もあったりします。そうした規定で女性たちの生活というのががちがちに固められてしまうと、暮らしにくくなるという側面もあるように思われます。

ただし、どこの国でも、その内容は刻々と変化しています。とくに 20 世紀の後半、女性の権利や男女平等に対する意識の高まりによって、女性に不利な条項が少しずつ減っているという状態にあります。

5. おわりに

以上、クルアーンとハディース、法という三つについて、急ぎ足ではありましたがお話ししてきました。最後に、当初の問い——性をめぐって、誰が、どのように「線」を引いたのか——に戻りたいと思います。男女の優劣や役割に関わるクルアーンの章句やハディースの文言がどのように読まれてきたのか、夫婦関係を定める法がどのように変化してきたのかを見てわかるのは、男女やそのあり方を定める線は、イスラムにおいても「神によって固定されたもの」ではなく、人間によって引かれてきたもののようである、ということです。解釈や実践によって、線の位置は変わり、時に濃く、はっきりと引かれたり、ぼんやりと薄くなったりもしています。

日本においてジェンダーがさまざまな問題とともに意識されるのと同様、イスラムを信仰する人々の間にもさまざまな「ジェンダー問題」が近年、注目を集めています。結婚や離婚、夫婦関係、家族関係、あるいは社会における問題、イスラム圏のジェンダー問題と日本におけるジェンダー問題は、いずれも人間が作り出したものであり、その対応の仕方も両者は同じだと私は考えています。

大切なのは、おそらく勝手に線を固定してしまわないことです。男性だからどうだとか、女性だからどうだとか、クルアーンにはこう書いてあるからこうすべきだとか、ハディースでこう言われていたのを知っているから、こうするのがいいのじゃないかとか。そうして線を固定しようとする動きはたくさんあります。しかし、それも線引きのあり方の一つに過ぎないのです。

たとえば冒頭で少しお話ししたヴェールについて。ホメイニー師のファトワーには、服装に関して、「身体全体を覆い、装飾品は一切つけてはならない」、「身体にぴったりしたおしゃれな衣服や、化粧は禁止される」という言葉がありました。これはクルアーンやハディースを根拠に、最近、とくに声高に主張されるものです。では、これは神様が決めたことなのか。例えばちょっとおしゃれな格好をしたムスリムの女性も最近増えていますし、ヴェールをかぶりながらお化粧をしている人というのともたくさんいますが、こうした人たちが神様に従ってないのか、それは、私あるいは私たち、あるいはほかのムスリムの人々が判断することなのかというと、どうなのかなというふうに思っているわけなのです。

この辺は言い方が難しいのですが、こういう「どうすべきである」という話も解釈の一つである、人間の判断によるものである、それを実際に神様がムスリムに対して望んでいるかどうかは神のみが知っているというのが、いろいろなジェンダーに関する議論を見ていく中で一番穏当なのではないかと私は考えています。

「日本におけるイスラム理解の促進」と題するリレー講義の二回目でしたが、今後、イスラムとジェンダーに関して、皆さんの方で何か疑問にぶつかることがあった場合、繰り返しになりますが、思い出していただきたいのが、イスラムにおけるジェンダー問題と日本におけるジェンダー問題への対応は同じだということです。重要なのは、ムスリムであっても、

ムスリムでなくても、当事者にとっての「生きやすさ」とは何かを一緒に考えることが大切です。例えば、私は一度、横浜の高校の先生から相談を受けたことがあります。「顔を覆っている女の子が転校してきて、その子にどう対応していいか学校一同分からない。なので先生、マニュアルを作ってくださいませんか」というふうに言われたのです。私は「マニュアルは作るべきではないと思う」と答えました。彼女がどうしたいのか。彼女が例えばみんなでご飯を食べたいのか、あるいは別室でご飯を食べたいのか。個別・柔軟な対応をすれば、おのずと「正解」が見えてくるのではないかと、そんなふうに私は考えています。ご清聴ありがとうございました。

■質疑応答

(A氏) エジプトの国の中で、あとはそれ以外のいろいろな国の中で、女性にとっての不利益というものが、家族法の中からは減ってきているというお話があったと思うのですが、やはり住んでいる人たち、コミュニティーの中だったり家族の中でそれが一体どれぐらい浸透しているといえますか、法では制定されているけれども、現実としてどう捉えられているのかということについて、お伺いできたらということで、その国の中では減じていても、例えば日本に住んでいるムスリムの方であったりとか、外国に住んでいるムスリムの方、イスラム教の国とは違う所で住んでいる方にとって、そういう方はやはり大きなコミュニティーというのがあると思うので、そこではどういうふうに解釈されて、どう捉えられているのか、お伺いできたらと思います。

(後藤氏) 今回、梓組みの話をして、現実の話はあまりしなかったわけなのですが、というのは、現実はまだにも多様である。私自身、研究の方法論として、フィールドワークというよりは文献を見ていくので、あまり多くの具体的な事例をご紹介できないわけなのです。

エジプトの場合、こうやって法はだんだん、少しずつですが、女性の生きやすさを考慮する形になっていますが、おっしゃるとおり、現実問題として、例えば離婚したいと願っても、そもそもその方法にアクセスができない人も多いと思います。例えば裁判所にそれを言いに行くことも、誰かにそれを相談することもできない、(やり方が)分からないというような状況はあります。

ただ、いわゆる女性の活動家の方々が例えばコマーシャルなどを通じて啓蒙したり、あるいはある番組の中で「夫婦関係でつらいことはありませんか」というような、そういう活動も一方ではされています。ですので、恐らく大きな問題は、今のところ、男性もそうなのですが、貧困層の中で、情報だとか知識へのアクセスというのがかなり限られていることです。「いろいろな選択肢があるんですよ」というふうに私は今日お話ししましたが、この選択肢は、それを知っている人でないと使えないのです。それを知らない状況で、例えば毎日取りあえずその日食べるものを探すので精いっぱいというような暮らしの中で、女性の生活と

いうものは、それは男性も同じなのですから、非常に苦しいものであると思われます。

日本にいるイスラム教徒の中でコミュニティーがあって、例えばパキスタン系の人々が集まって暮らしていると、そのパキスタン系のコミュニティーの規範の中で暮らさざるを得ないというところがありますし、そうすると、例えば「アミーナ・ワドゥードさんという人がアメリカにはいるんですよ」ということを言ったとしても、そんなものは全く意味がないというような状況があると思います。

ですので、ご質問にうまく答えられているかどうか分からないのですが、今回お話しした内容と現実で起こっていることというのは、よりよい方向には進んでいるとは思いますが、必ずしも全ての女性が昨日よりもよい状況になるというわけではないというぐらいの、漠然としたお答えになってしまいますが、そう考えています。

恐らく重要なのは、例えば「フルウ離婚というものがあるよ」ということを伝える方法を増やすこととか、扶養に関して、例えば「扶養してもらえなかったら、裁判所に行けば何とかかなるかもしれないよ」というふうに伝える。ただし、実際には男性のほうが（扶養料を）支払わなければ、それも全く意味がないのですけれども、その状況に関しては本当に日本と同じであって、とくにイスラム教だからそうというわけではないということになります。

(B氏) もしそれで離婚が成立して2年間扶養して頂いたとしても、それ以降は、やはり女性が社会進出していない社会だと思いますので、例えば生活保護を受けている人が離婚が成立した後とか、未亡人の方とかは、どうやって生活していけばいいものなのでしょうか。

(後藤氏) エジプトの場合で、私は社会保障に関しては詳しくないのですが、恐らく生活保護というような制度はなくて、基本的には元々の家族のところに戻らざるを得ないのではないかと思います。例えば（お父さんが他界している場合には）お兄さんとか弟の世話になるとか。自立できてもできなくても戻る人も多いのですけれども、できなければ、それなりに暮らしていくしかないというような状況になってしまいます。もちろん女性団体などでシェルターを用意したりという活動もありますが……。

私は基本的にはカイロにいたのですが、配偶者が地方のフィールドワークをしていて、そこに遊びに行ったりしていると、日々の給料はものすごく安いのです。1週間で例えば500～600円とかいう場合もあったりするのですが、それでも何とかうまく生きていっているという状況です。

ですから、日本の女性が離婚されて、生活が成り立たない女性が受けるような状況、例えば家賃が最低でも2万円、3万円かかるとか、そういう状況と必ずしも同じように考えられないのかなとも思います。エジプトの場合は男性も貧困で大変な状況の人が大勢いますし、「女性だから離婚されてより大変」という部分に話を持っていけるのかどうか。

ただ、女性の場合は離婚されて追い出されてしまう危機感というものがあって、そのあたりを私自身もどう考えるのか分からずにいます。少なくとも2年間の扶養、慰謝料というも

のを支払う義務が法律的なものとして出てきたことは、前向きに捉えられてはいたというふうに言えるのかなと思います。今後、もしかすると（状況はさらに）変わっていく可能性もあるというのはお伝えしたとおりです。

（C氏） 私が今日一番学んだのは、イスラム社会における男女との関係とか役割について、決して古典的に見てはいけないという、時代とともに随分変わっているというふうに、そういうことの理解ができたというのはよかったと思います。

それを思った上で、やはりどうしても日本と比較してみると、本当に女性たちにとって十分に生きやすいルールになっているのかということについては、本当に困難ではないかというふうに感じるのですが、これからもまた変わっていくということの期待はあろうかと思っています。

質問したいことは、国によっても違うかもしれませんが、先生のご専門の地域で今のホット 이슈といいますか、例えば日本ですと、家族関係で今、法律的なホット 이슈というのは多分、選択的夫婦別姓の問題だと思いますが、それに対して裁判で戦ったり、メディアで発信したりという運動があるというふうに思うのですが、イスラムの世界で今ホット 이슈というのか、この分野でのホット 이슈というのは何かなって、そしてそれを実現するための何か運動のようなものが、発言のようなものがあるのかという、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

（後藤氏） ホット 이슈ですが、日本の選択的夫婦別姓に比べると、もう少し生々しい話になってくるかなと思うのですが、私が少し前から見ているウルフィー婚という結婚形態があります。

今回お話ししたのは法律婚というか、宗教的にも社会的にも認められた結婚で、堂々と「私は結婚している」という、基本的には結婚式を大きくしてやったような結婚です。一方、ウルフィー婚と呼ばれるのは「慣習婚」というふうにも翻訳されたりするのですが、これにはいろいろな形態があります。例えば親族だけが集まって、「あの二人は結婚したんだよ」というふうに認める場合もあります。大きな披露宴をしていないというものをウルフィー婚と言う人もいます。一番小さいものだとすると、男性と女性が二人きりになって、そこで「私たちは神の前で結婚します」と言ってクルアーンの一節を唱えて、では結婚が成立しました、というような結婚形式もあります。あるいは、法的に登録しないで、宗教学者のところに行って、「私たちは結婚するので、クルアーンを読んでもください」と言う場合もあったりします。

このようにいろいろな段階があるのですが、先ほど言った一番小さいケースは、社会的に認められる通常の結婚ができないような状況にある男女によって行われる場合が多いようです。例えば貧困の中、男性も女性も性的な期待感だけが膨らむ（が、しかし結婚のための資金はない）。それで（二人だけで密やかに）結婚をした場合、その後、例えばその男性が

「本当の結婚をしたい」とかいうふうに言いだしたときに被害を受けるのが、そのウルフィー婚——慣習婚によって結婚した女性だったりするわけなのです。

そういうケースが2000年代の初めあたりから話題になりました。有名人が実はウルフィー婚をしていて、子供がいて、というような話が出てきたりして、それをどうにか考えていかなければいけないというような話があります。あるいは、なかなか性的な関係を結べない国なので、大学生がカジュアルにウルフィー婚をしたという場合は、男性は、基本的にイスラム法では四人まで結婚できるということもありますし、ウルフィー婚をする男性の場合はその辺をあまり気にしないのかもしれませんが、続けて通常の法律婚をすることができるとは思いますが、ウルフィー婚をされた女性というのは、既に婚姻関係にある男性がいるので結婚はできないわけです。しかも社会にも公にされていないから、「じゃあ、自分はどうすればいいんだ」というようなことになります。大学生とか高校生とか若い人の間でもそういうことが起こっていて、それがかなり問題視されているというのを見ております。

そのあたりも、例えば四人の妻が本当にクルアーンの中で認められているのか認められていないのかというあたりも、実は議論があります。クルアーンの中に「孤児をきちんと見てあげられないのだったら妻をめとりなさい。二人でも三人でも四人でも」みたいな言葉があるので、それが「常にいつでも女性四人と男は結婚できる」というふうに今まで見なされてきました。しかし、それはおかしいじゃないか、ここに孤児が関係してないじゃないか、とか、あるいは、クルアーンの後ろのほうに「平等に扱えないのだったら複数と結婚しては駄目だ」という意味の言葉もあって、そのすぐ後に「人間はそんなふうに平等にはできない」というような言葉があるので、本当は神様は複婚を、一夫多妻婚というのを禁じられているというようなことを主張する人もいるわけなのです。

ただ、法律のレベルではそれは認められているという国がエジプトも含めて多いという状況で、そうした中でやはり不利をこうむる女性たちというのが過去何百年の間ですが、とくに一夫多妻婚に関してはいわれているという状況があります。

(D氏) 「イスラムとジェンダー」というテーマで、国連の女性の地位委員会などで西欧諸国の考え方とイスラム諸国との対立点、大きな対立の一つに、「性と生殖に関する健康と権利」というテーマがあるかと思います。性と生殖に関する健康に関してはいいけれども、権利というものを認めるというのはイスラム諸国は非常に反対をしまして、「それは現代の思想的な西欧諸国による植民地主義だ」とまで発言する国の代表もいます。

先ほどのお話を伺っておりまして、そういう reproductive health and rights に対しての強い反対意見というのは、これはやはりイスラムとクルアーンに源流があるというか、思想的な根拠を求めているのでしょうか。そのあたりをどうして強く反発をされるのかというのを、宗教的なバックグラウンドなのか、あるいは社会的な慣習なのか、どのようなお考えでいらっしゃるかを伺いたいと思います。

(後藤氏) その「性と生殖に関する健康と権利」のうちのどの部分がとくに最近反対されているのでしょうか。

(D氏) とくに contraceptive の問題、産児制限ですね、要するに産児制限をするというようなことに対してです。

(後藤氏) 産児制限に関して、私はそのあたりも専門ではないのですが、それこそ国によってかなり違うのだと思います。エジプトなどは産児制限のキャンペーンなどもやっています、なので、それがとくにイスラムに由来するかというのは違うのではないかと思います。

似たような話として、FGM(女性の性器切除)があるのですが、それも一部に、イスラムではこれが必要とされているというような議論がありまして、とくにアフリカだとかエジプトも含めて行われている地域があります。エジプト国内でも「これはイスラム教がそう命じている」というふうに主張する産婦人科医の人なども意外といらっしゃって、例えば入院してきた人を勝手に性器切除してしまうというようなことも行われたりするわけですが、そうではないというような意見もあります。ですから、それがイスラム教かイスラム教でないかというような議論というのは常にどのテーマでも起こっているのですが、私自身は、それがイスラム教かどうかという議論がある以上は、それは分からないというか、イスラム教に由来するというふうには言わない姿勢をとっているということになります。

(E氏) 今日伺ったお話は、例えば夫婦間、家庭の中での男女の優劣という、クルアーン上も、法解釈上も、男性のほうが優位だ、監督者であるという解釈があったかと思うのですが、ただ一方で、社会の中でのステータスというのはどうなっているのか。

例えばイランですと、まさに副大統領が女性だったり、官庁の管理職にも女性が出てくるみたいで、女性がリーダーになって、男性が部下になるというような、そういうあたりもよく見られるのです。パキスタンの首相が女性でしたよね。ですので、そういった家族の中で男女の優劣というのはクルアーンにも書いてあるし動かせない。だけど社会的・一般的な中での関係性というのはどう解釈されているのかというのを聞いてみたいと思います。

(後藤氏) 四人の人を出しましたが、家族の中で「男性のほうが女性より優位である」というふうに言ったのはムハンマド・アブドゥのあたりでしたが、その後のサイイド・クトゥブからは、「家族の中でも男女は平等、同等である。ただ、役割が違うんですよ」というようなことを言い始めたわけです。家族の中で同等で役割があるというこの思想が、実は最近ムスリムの人たちの間では一番広がっている思想だと思うんですね。なので、サイイド・クトゥブというふうにご紹介したあのあたりの考え方が、今のエジプトだけでなく、イスラム教徒の人々の間では比較的多いのかなというような印象を受けています。もちろん調査を

したわけではないのですけれども。

アミーナ・ワドゥードというのはアメリカ人のフェミニストですが、彼女の思想というのは、欧米で教育を受けた人たちにとってはかなり共感できるもののようなのですけれども、（それ以外の）イスラム教徒の人たちにとってはそうではないと。「私たちは男女平等だけれども、役割が違うんだ」というふうなことを言う方が多いように思います。

それで、イランなりパキスタンなりで女性が要職に就くという状況がありますが、それも実は「イスラム的にどうなんだ」というような議論が、長い間行われてきました。クルアーンだとかハディースを根拠に、「女性は男性よりも上に立ってはならない」というようなことを主張する人たちが 1980 年代あたりまでは力を持っていたと思うのですけれども、そのあたりから「そんなことはない。女性だって大統領にだってなれるんだよ」というようなことが言われるようになりました。

ですから、世論の進み具合というか、どっちに転ぶかは、日本でもそうなのですから——日本でも最近は「女性は女性の役割がある」みたいなことを言う方も増えてきているように見えますし——同じように、イスラム圏でも女性が要職に就いてもいいかいけないかというようなことは、時代の雰囲気だとか、社会状況だとか、政治経済状況によって変わってくるのかなというふうに思っております。

（F 氏） 国際的な質問としてなのですから、イランにおきましては、イラン革命以降、女性の地位の向上というのが言われだしているということで、6 月にエブカテール副大統領が来られたときに、女性の就学率がイラン革命以降上がっている、また平均寿命も 20 歳ぐらい上がっているという話をされました。サウジアラビアでは、初めて女性に対する運転免許を認めたりと、かなりまだまだ向上がないなかで、イランについては若干実は進んでいるのではないかという印象を持ったのですが、先生からご覧になられまして、イランにおける女性の地位の向上もしくは自立ということについて、どのような評価をされるのかというところを聞ければと思います。

（後藤氏） 私のような者がイランを評価していいのか分からないのですが、イランの場合、よく言われるのが、イスラム革命以降に男女の空間が別々になって、例えば高等教育であっても、女性の空間だから女性がそこに行きやすくなったということがあります。逆説的に、女性がヴェールをかぶせられて抑圧されているのかと思ったらそうではない、女性たちはヴェールをかぶって外に出るようになった、勉強できるようになった、と。そういう空間や知識、あるいは女性たちを教えるための教員が必要になったり、女性を診るための医者が必要になったりというような形で、うまく進んだというふうにいわれています。

では、サウジアラビアはなぜそうならないのかというと、またこれも私の専門外なのですが、イランの場合は、恐らく国内での知識の使い方、女性たちのエンパワーメントのしかたが適切だったのかなと思っています。では、イスラム教徒たちは男女を空間に分けて、

そうすれば女性たちが活躍できるのではないかという、全くそうではないと思っています。たまたまイランの状況がそういうふうになっていますが、それが例えばイスラム教徒たちの目指す道だとか理想的な空間だというふうには私自身は考えておりません。アミーナ・ワドゥードも言っていましたが、その社会、その時代には合った形があって、それをそれぞれの地域の人たちが目指すことが良いのかなというふうに思っていますので、評価という点ではそういう考えになっております。

——以上——